

流山市市民参加条例第1回検討委員会議事録

日 時：平成21年11月24日（火）

午前9時から

場 所：市役所 庁議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

傍聴者

なし

事務局

吉田市民生活部長、倉田コミュニティ課長、高橋課長補佐
樋口係長、田中主事

議 題

- (1) 委員長の選出について
- (2) 副委員長の選出について
- (3) 流山市市民参加条例検討委員会について
- (4) 流山市自治基本条例の概要について
- (5) その他

議事内容

※会議録については、なるべく当日の雰囲気を生かす形で作成しておりますが、文書化するため一部省略・補足や表現方法を変更させていただいている箇所がありますので、ご了承ください。

(事務局・高橋)

ただいまから、流山市市民参加条例第1回検討委員会を開会させていただきます。

委員の皆様には、はじめに委嘱状を交付させていただきます。

(市長)

委嘱状を各委員に交付する。

(事務局・高橋)

委員の皆様にはこれから流山市市民参加条例検討委員として、今後一年間市民参加条例の策定の基になることについてご検討を賜りたいと思います。

それでは、会議に先立ちまして市長からご挨拶申し上げます。

(市長)

皆様、おはようございます。このたびは流山市市民参加条例の検討委員会に委員として委嘱をお受けいただきまして、ありがとうございます。

今年の4月に千葉県で初めて自治基本条例ができました。流山市の自治基本条例は今までどちらかというと議会と市長、執行部が蜜月関係になって、なった場合に市民がコントロールしにくいという場面が過去にあったと思っておりますけれども、そういったことを市民が議会に執行部、市長側もしっかり三角関係を適切な三角関係で市民の参加がそして市民の意思が議会にも執行部にもきっちり反映できる自治体運営をできるようにということで、自治基本条例をたくさんの方とそして大変な御努力のもとに制定をさせていただきました。しかしこれはまだ市長や議会が将来構成が変わったときにあるいは市長が変わったときにこの関係がまだ定着しているとは言えません。この自治基本条例はまだ市民が参加するまちづくりの第一歩で、この自治基本条例の精神に基づいてこれはあくまでも理念ですので、これを具体的な形にして制度化をしていかないとかつて

の長野県のダム、脱ダム宣言、知事が変わるとダム宣言になってしまふというようなことがまだ起こりかねない状況だと思っております。そのためにこの自治基本条例の次に今回皆様をお願いをする市民参加条例、そしてそのあとには市民投票条例あるいはこれはまだ議会には申し上げておりませんが、恐らく財政に関する条例なども検討していかないといけないというふうに思っておりますが、こういった具体的に自治基本条例の精神を市民、市政の仕組にしていくために一步一步すすむということでございます。その中で今回の市民参加条例、これについて今回皆様方にはNPOやあるいは自治基本条例をつくる、そして成人式の実行委員会なんかですね、本当に多岐にわたる方々が今回御参加をいただいております。それぞれの立場から市民参加ということがどう担保されると立場の違う方々が参加しやすいか、あるいは意味のあるものになっていくのか、是非忌憚のない御意見をいただいて流山市がこれから市民参加、市民の知恵と力が生きるまちづくりの仕組づくりの第二歩となることができるように是非皆様に御尽力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局・高橋)

市長はこのあと公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長)

では、忌憚のない御意見また御提案よろしく願いいたします。特に若い方が遠慮しないでお願いします。

(事務局・高橋)

それでは、ここで、各委員の皆様は初めてお会いする方もいらっしゃると思いますので自己紹介をお願いしたいと思います。

・各委員自己紹介

(事務局・高橋)

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。

事務局自己紹介

- ・ 吉田市民生活部長
- ・ 倉田コミュニティ課長
- ・ 樋口コミュニティ課係長
- ・ 田中コミュニティ課主事
- ・ 高橋コミュニティ課課長補佐

(事務局・高橋)

それでは、本日の予定を申し上げます。本日は初めての委員会でございますので、まず代表者の選出とその後、「流山市自治基本条例の概要について」勉強会を行います。終了時間は11時頃と予定しております。

「流山市市民参加条例検討委員会」は「流山市附属機関に関する条例」に適用はしないものの、準拠した形と考えております。よろしく申し上げます。

それでは、まだ委員長が決まっておられませんので、市民生活部長に仮議長になっていただき会議を進めさせていただきますのでよろしく申し上げます。

(仮議長・吉田市民生活部長)

それでは、仮議長をつとめさせていただきます。

それでは、次第に従いまして議事に入らせていただきます。議題(1)の委員長の選任についてお諮りします。

委員長の選任につきましては、流山市市民参加条例検討委員会要綱、第5条の規定により、委員皆様の互選により決めたいと思いません。選任方法について御意見ございましたら申し上げます。

(I 委員)

こういった委員長はいつもはどのような形で決めていたのか。

(仮議長・吉田市民生活部長)

例えば議長一任とか、あと推薦とか、そういう方法を利用して、委員さんのほうから。

(E 委員)

要するに事務局で御用意されているのでしたら、ご提案いただいても。

(仮議長・吉田市民生活部長)

どなたか委員の方で推薦される方がいらっしゃればそれで。

(C 委員)

推薦してもいいですか。

(仮議長・吉田市民生活部長)

そういう方法もございます。

(C 委員)

私の個人的な意見だったら B さんはいかがかなと思います。B さんはコミュニケーションアドバイザーとして、全国の行政との対話をされています。あんまり行政の立場になっても困るんですけど、行政の気持ちもわかるのかなと。それからファシリテーション協会ってファシリテーションというのは御存知だと思いますけれど、まちづくりとかその会議のすすめ方とかそういう手法もありましてそういうやり方のプロでいらっしゃいますので、適任かなと思います。私としては B さんを推薦したいなと思います。

(仮議長・吉田市民生活部長)

ただいま C 委員から B 委員を委員長に推薦をという話があったんですけども、いかがでしょうか。

それでは、B 委員を委員長ということでお諮りしたいと思います。皆様の今拍手がございましたので、異議なしということによろしいでございましょうか。

それでは、委員長に B 委員をよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、委員長にということで、力不足ではありますがけれどもつとめさせていただきます。こういう席に座ることは初めてなので、いろいろ不足する点があると思いますが、皆さん御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今日の議題の順番に従ってすすめたいと思います。次に委員長選出の次は副委員長の選出をということです。副委員長につきましても同じように、自薦あるいは他薦ということでどなたか。まずやってみようとお思いの方いらっしゃいますか。では、この方はどうかという推薦いただければいいと思います。

(G 委員)

お若い方で、A さんを推薦いたします。

(委員長)

A さんを推薦される発言がありましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に異議なければ A さんに副委員長ということでお願いしたいと思います。

(A 委員)

私自身は異存はありませんが、本当にシナリオのない展開にちょっとびっくりしています。

(委員長)

はい、では次の議題になりますが、「流山市市民参加条例検討委員会」についてこれは事務局のほうから説明願います。

(倉田コミュニティ課長)

それでは、まず 1 点目として、今日委員としても入っていらっしゃる江戸川大学の F さん同級生といいますか、やはりこちらにお見えになっている江戸川大学の学生さんですが、今後この委員会において、一応インターンシップというような扱いでお手伝いだとやは

り勉強をかねて、参加させていただきたいということですので、これについてまず皆さん方委員さんの御承認をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(C 委員)

基本的にオブザーバーという立場でよろしいのか。

(倉田コミュニティ課長)

はい、そうです。はい、結構です。よろしいでしょうか。

(C 委員)

オブザーバーということで、時々意見を求めるということも可能ですか。

(倉田コミュニティ課長)

それは委員さんの中で判断していただければ結構だと思います。では、自己紹介をお願いします。

江戸川大学学生 2名 自己紹介

(倉田コミュニティ課長)

ありがとうございました。

次に今回皆さん方に委嘱させていただきました市民参加条例の検討委員会ですが、こちらに趣旨とといいますか、今後どういうことをやっていただくかということをお説明させていただきます。

皆様方には、この委員会の要綱、お手元にあると思いますが、そちらの第2条の(所掌事務)にも書いてありますが、市民参加条例つまり条例にもり込む内容を検討し、その結果を市長に報告していただくということをお願いしたいと思っております。つまり条例にもり込むどういう市民参加条例、今回流山市でつくるこの市民参加条例についてこういうものもり込んでもらいたい、こういうものを入れてもらいたいということをお願ひした

い。

第1条云々、第2条つくって素案というかそれをつくっていただくということではなくて、あくまでも市民参加条例の中にはこれは入れてもらいたい、こういうものはというものについて、皆さん方の御意見をお伺いしたいということで、今回委員さんとしてお願いいたしましたので、よろしくお願いいたします。

次にアドバイザーの紹介ということ、これお手元にお配りしてあります関谷昇先生なのですが、この千葉大学の関谷昇先生をアドバイザーということでこの委員会においてお願いしてございます。関谷先生の経歴等につきましてはお手元にご覧いただけますように、千葉をはじめ、船橋、佐倉、山武、香取とかのほうにおいてもやはり市民参加や、協働のまちづくりの条例や制度づくりも携わっておりますので大変造詣の深い方だということでございますので、次回から関谷先生には来ていただく予定でおります。よろしくお願いいたします。

次に今後の日程ですが、これもお手元にお配りしてございますスケジュールの案という形で示させていただいて、あくまでも案ということですが、私どもで決めているといたしますか確実に決めておりますのは23年の3月、第1回定例会にこの市民参加条例を上程したい。これは市長からも議会にも22年度中には策定するということをお明言しておりますので、23年の3月第1回定例会には上程いたしまして4月からこの条例を施行したいと考えております。皆様方にはこのスケジュールでいきますと、だいたい7月ないし8月頃までには提言という形でまとめていただきたいと思いますと考えております。

委嘱期間ということと一年間お願いしてありますのでそのあと私どもで皆さん方の御意見ということを提言でいただいたものを尊重して、条例についてのその素案などをつくります。それで皆様方にも御説明させていただきましますし、あるいはパブリックコメントやその内容についても今度市ではこういう考えですということをお、11月までにはまだ皆様方任期でございますので、それらについての経過を全て御報告して御説明したいと思っておりますので、このスケジュールでだいたいすすめていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

(委員長)

今の市民参加条例検討委員会についてのお話で何か質問等ございますか。

(C委員)

3つほどあるのですが、1つ目は、関谷先生の立場というのが要綱に入っていないのはなぜなのでしょう。本来アドバイザーとしてはどういうことをするというは要綱の中に入っているべきだと思います。

それから今江戸川大学の学生さん2名ほど傍聴されていますけれども、ほかの傍聴は認めるのか、認めないのか。それはここで決める話かもしれません。それが2点目。

それから審議会規則かなにかに準ずるということなんですけど、こちらは報酬が出るのですが、こちらは無報酬ですよね。問題は諸経費など、もしどこか調べに行きたいなどという経費はどうなっているのか、見てるのか、見てないのか。その3点お願いします。

(倉田コミュニティ課長)

それではまず、アドバイザーとしての要綱にもり込んでいないということなのですが、私どものほうでは先生については当初はやはり委員さんとして、とも考えたのですが、やはり授業の関係などいろいろあったものですから、そちらには入れられないということで、アドバイザーということでどうでしょうか。今回要綱に入れなかったというのは、逆にあまりアドバイザーというのは要綱に入れていないのかなと思うのです。実際にそういうことがあったものですから、今回アドバイザーということで皆さま方には御説明の中で申し上げようかということでした。つまり先生としての立場というかあくまでも助言なのですけれども、逆に言うと先生からも私はどういう立場ですか、ということと言われたのですが、先生にはアドバイザーということで皆さま方の意見の集約というか、意見がいろいろになったときに先生としてはこちらではこういう扱いをした、こちらではこうとある程度経験も豊富ですので、その辺の御意見を皆さ

ま方に言っていただきたいということでお願いした経緯もありますので、この要綱の中には入れられなかったということです。

それとあと2点目の傍聴の関係、やはり今C委員が言われたようにこの委員会の中で、傍聴を認めるかどうかというのは決めていただきたいと思います。

それと経費の点につきましては、一応視察については皆さん方でどちらかへ視察に行きたい、というような経費についてはとってございます。あと経費的に個人で行かれる経費というのはちょっとむずかしいのですが、委員会として皆さま方で先進地などに行かれるという旅費については一応私どもで予算は計上してございます。以上でございます。

(C委員)

今の関連で追加した質問なのですが、今のアドバイザーというのは第7条などに付記はできないのですか。(協力の要請)の中に意見その他求めることがアドバイザーをおくことができる、など。そういう表現にしておけばそれでいいのかと思います。

それからもう一つ傍聴者に関連して、この検討委員会の経過と審議会とよく議事録をホームページで公開しますが、できたらやはりこの市民参加という精神からいくと議事録も公開したほうがいいのではと思うのですが。それはその中の内部の話し合いなのでしょう。

(倉田コミュニティ課長)

今の件でよろしいですか。第7条アドバイザーについてはその第7条で検討させていただきます。

あと会議録等については一応私どもの会議録は作成いたします。事前に皆様方にも当然その会議録についてはチェックというか確認をしていただいて、やはりホームページで公開をしていきたいと考えております。全部日程と、あとで議論してその公開する委員さんの名前まで全部出してしまっていていいかなど、あくまでも委員ということでこういう発言があった、というような形にするか、その辺だけあとで結論だけ出していただければと思います。

(J 委員)

私もこういう市政との関わりの会議が初めてなものですから、その部分でいろいろ教えていただきたい部分と、せっかくですから明らかにしていただきたいということがある。もちろんこれまでの論議で結構なのですが、まず運営についての話、会議自体の公平性というのほどのように保っていかれるのかと、つまり意見の偏りがなような運営の仕方をお願いしたいと思います。それからもう一つはこれから検討されていく中でのある程度意見が出てきた場合、その辺の集約上の一つの方向性、まとめをされる場合の合意というのほどの程度の人數割合をもって決められるのか。例えば3分の2意見をいただくのか、半数以上で会としての集約性というものをつくりあげるのか。そういったことで今後発言上の中で、できるだけいろんな方々の御意見というものを承りたい気持ちを私も持っております。

それから公開性について一つ今事務局から議事録をホームページ等でオープンするという話と、それから委員の発言、委員名を出すか出さないかはこれから検討いただく。

もう一つは傍聴の問題ですが、例えば一般傍聴ということが仮にそういうオファーがあったときには実際に認められるものなのか、それもここで決めるのであれば決めていただく。私はできるだけ公開のほうがいいのではないと思っております。以上です。

(D 委員)

その傍聴のことに関連して、もちろん会議の公開というのも大賛成ですし、傍聴も大賛成ですけれども、その場合に事前にどのように皆さんに周知徹底していくかというのが後日ではなく、傍聴というのは事前に知らなければいけないので、その辺のこともかなり検討して、会でどうするのかということと、今までどのようにこのような検討委員会などの傍聴に関してはされていたのか知りたい。

(委員長)

それでは、今いくつか指摘ございましたので、その件について相

談したいと思います。まずは、この場で決めるべき傍聴について、それから議事録のことにつきましては、Jさん、あるいはDさん、Cさんからこの委員会の公開性のお話が出ました。

この件につきましては、ここは、市民参加の委員会ですから傍聴も議事録も、公開でやるべきとそれが基本であると場の雰囲気からも判断しておりますが、特に異議なければ、公開する、そして傍聴は認める。これは傍聴も今まで委員会の傍聴というのは事前申し込みです。

(吉田市民生活部長)

事前に広報ながれやまにいつ委員会を開催しますという事前の広報と、そうすると当日その方が見えますので、そこでお名前を書いていただいき、会の冒頭で、委員長が報告をして、承認をいただいてから入っていただきます。

(委員長)

原則、公開ということで特に異議なければ、傍聴を認めるということです。また、議事録等も基本的に全て公開するというものでいきたいと思います。それから傍聴を認めた場合広報をどうするかについて今部長から市の広報誌で伝えるというお話がありましたが、これ以外はいかがですか。

(吉田市民生活部長)

広報以外にホームページです。ホームページでいつどこでどのような委員会が開催されます、傍聴可です、という形で事前の掲載しております。

(委員長)

では、公開性の問題についてはそういうことでよろしいでしょうか。

(C委員)

議事録のほうも決まったのですか。

(委員長)

議事録も公開。

(吉田市民生活部長)

だいたいほかの委員会では通常は委員のお名前は削除してございますね。たとえば事務局にふられた場合、事務局の回答というかそのようなことで委員さん同士の会話が概略ですが、一言一句ではないですが、そういうような形でまとめられて公表されています。

(D 委員)

私は基本的には発言者名も公開してOKだと思います。それは発言に対しての責任というのもありますし、特にそれと職員の場合事務局の場合は当然課長とか部長とか何々課長、何々部長というのは当然職員だけではちょっとそれはまずいと思います。立場的なところで発言されていると思いますので、当然職員の方は部長名や課長など役職もきちっと出していただきたいと思いますし、発言者名はこの委員さんに諮って、OKかどうかというところで諮っていただければと思います。

(委員長)

はい、この件に関して御意見ございませんか。

(I 委員)

私は発言者名は今回の趣旨もありますので、例えばあまり出したくないという方がいるのであれば、ちょっと考慮しなければいけないと思います。問題がないということであれば例えば名字だけですか、フルネームでもいいのですが公開をするべきで、透明性がないと市民の参加条例をつくっているのに誰が参加をしているかも、何を言っているかもわからないというのですとやはりそこで矛盾が出てくるか、と思います。

(委員長)

発言内容、そしてこれからのすすめ方に関わることですが、こういう形の委員会だけではない形も考えておく必要があります。皆さんの御意見をできるだけ生かすためにワークショップといいまして、グループでいろんな意見を出し合うというようなこともやりながら、これは時間が限られていますのでその中でたくさんの意見が出る形をとりたいと思っています。本日の委員会のような形であれば議事録ということが可能ですけれども、それがワークショップということとなりますとそういう議事録もありませんし、その場でどういう話し合いが行われたかというようなまとめになると思います。

(E 委員)

それはそれでいいのでは。

(D 委員)

その場に応じて。

(E 委員)

できるだけみなさんの発言のとおり基本的にはやはり性質上、参加条例をつくる、検討するという性質上、全て基本的にはオープンにするというのを大原則にすることではないのか。

(委員長)

オープンという原則ですが、ほかの委員会で個人名までは出さないという例は……

(吉田市民生活部長)

最終的にはその会議の中で決定して、それを公開してると。

(委員長)

ということのようです。もう少しその個人名まで、出すかどうかという議論は続けたいと深めたいと思います。

(J 委員)

議事録の問題もありますね。議事録は事務局でつくっていただいて、例えば本日のミーティングであれば次回のときに前回の分はこういう内容でございませうというものが事前であれば。その中で少なくともこの委員会の趣旨に仮に齟齬をきたすような発言内容がそのまま記載されてあまりにもストレート過ぎるという場合には、若干の修正などがこの中で承認されればそれがきくというようなルールがあれば。やり方の問題で、それはもうそんなのは駄目だと、密室になりかねないから許されないんだということで全部記述したような内容でもオープンだという厳正なものなのかどうか含めて、そこまでの求めがあるといういろいろ例えば発言そのものにも躊躇してしまうようなおさえつけるような雰囲気が出てはいけないのではないかと思いますし、逆にある程度オープンということをいろんな方の御意見を承るというリラックスした考え方というのも想定すればある程度弾力性を持った上で、結論はやはり少なくとも発言者の氏名というのは私は明記すべきではないかと。それが透明性で市民参加を趣旨に基づいた委員会のあり方というのもきちんと公表できるのではないかと考えております。これが私の意見です。

(E 委員)

私も趣旨賛同なのですが、やはり先ほど申し上げたようにこの会議性質上、それから議事録で最後の結論がこの会としてこういう情報を条例にもり込む内容を、こういうことを入れてもらおうという結論を、この会で出すときには当然それなりにこういうディスカッションになって、それは当然なんらかの形に集約されるわけですが、それまでのプロセスは少数意見もこんな意見もありました、というものをやはり全部公表して、ああそうかとそういう言葉に検討した結果、こうなったのかなというプロセスもわかりますので、そういう意味ででも、やはり私は個人名まできちんと入れて公開するというほうがいいと思います。

(C 委員)

基本的には公開したほうがいいと思うのですが、いろんな副作用があって発言内容によって変な批難をうけたりとか。そういうこと

があるのかないのか、そういうことがなければ基本的には公開。問題はこのテーマだったら恐らくそういう自体の内容にはならないのではないかと思うのですが。活動していてこういうやり方はまずいとか、そういう批難の発言がもしあってそれがストレートに載って、その対象になるところから変ないわれもない誹謗中傷を受けるとか、そういうことがあると困りますが、基本的にこれは特に話し言葉と活字言葉で結局、私も議事録を発言してああ何言ってるんだという内容もありますから、基本的には1回活字にしたものを見て、修正もありということであれば名前入れて公開でいいのではないかと思います。

(委員長)

ほかに御意見ございませんか。今 C 委員さんから、基本的には原則公開、名前を入れて公開するが議事録についてはその内容を、発言した皆さんにチェックしていただいて、本当の公表はそのあとというようなお話だと思えます。

(D 委員)

ちょっといいですか。ただ修正というのは、非常にやはりそのリアリティを出さなければ議事録というのはそこをリアリティを出すのが意味があると思いますので、多少確かに話し言葉で意見を言っているつつじつまが合わなくなって、読んでいるとおかしくなるのですが、それも含めて特段その本人が確認してそれで修正して文章として成り立つところまでの修正というのは、やはりその議事録のリアリティを損なうということ関連しますので、それはできるだけこの議論のありようを伝えるということを手段にして、できるだけそれはあんまり修正を加えないでとにかく間違った形で議事録に載っているというのはまずいのですが、多少つつじつまが合わない発言としてもその主意が伝わればそれは議事録としての役目を果たしますし、またこの様子を生き生きと伝えるという意味では重要な役割だと思えますので、その修正というところにあまり重きをおかないほうがいいと思います。

(C 委員)

現実、コミュニティ審議会の議事録を見ているとこちらが言ったことのないような議事録書かれているケースがあるので、ただ本人がチェックして直すということは修正にしなくないという考え方です。

(H 委員)

本人がチェックするというのは、どういうことかなと思ったのですが、このスケジュールを見ると、一月に一回のペースですね。その次に来たときにその議事録を見るというのであれば、やはりその議事録というのは少し早めにやったほうがいいと思うので、これだと遅いというのもありますし、そうするとチェックする時間もないのかなと思うのと、そういうことを考えるとやはりこういう感じの雰囲気よりもポンポン意見が出るような感じの雰囲気のほうが、やはりよりいい意見が出ると思うのですが、そういったときにやはり責任というのはすごく大切だと思うのですが、自分の言葉の責任とかそういうことをやはり1回確認してから発言したり、そういうワテンポをおいてしまうと本当に言いたいような意見が出ないかなと思うので、僕は名前は書かないほうがいいかなと思います。

(委員長)

今の事務的な手続きになります、今事務局のほうでは議事録ほどの程度の期間でそれぞれの手元に届けられますか。

(倉田コミュニティ課長)

次回の会議の事前にはお手元に郵送なりでお届けをするという形でつまり当日に見てくださいというような形ではなくて、事前に…

(吉田市民生活部長)

この会議が終わって例えば2週間以内にだからそういうことですよ。

(J 委員)

それは今論点になっているのはその自分の発言に対して、どういうふうに表示されるかということが1番気になる問題ですから、修正という意図が働くとすればそれはやはり早めのほうがいいですよ。ある程度事前に配られるという形のほうがいいと思います。直前に渡されてこの場でもってなおしてくれというのも、みっともない話だと思いますからね。

(委員長)

はっきり申し上げると3日なのか、1週間なのか、10日なのかとその目途を。

(倉田コミュニティ課長)

今私どもは会議録を外部というか、委託を考えているのですが、そちらの団体さんで2時間の会議であれば3週間から1月くらい、いただきたいと。

(D 委員)

ちょっといいですか。どこか田無市かどこかはとにかく正式な会議録が出るまで時間がかかるから、ホームページに概要だけを書いてそのときはもちろん発言者名は書かずに、それで正式な会議録は後日いつ頃に出しますというふうなホームページの出し方をしていました。最終的には即時性を求める場合にはとにかく概要、こういう内容ではと書いて、あと正式なものは例えば3週間後にでますなどというのも一つの、職員の方が大変かもしれませんが。即時性とその両方とを兼ね備えるためにはそういうやり方もあるのかと。

(G 委員)

よろしいですか。私、Hさんの言うようにラフに話をするときにやはりそのまま名前が出てくるというのは、私たち慣れてないので、ちょっと躊躇するんです。ラフにもう少し会議を形式ではなくてもっと普通の言葉というのもおかしいですが、話をするときにやはり言葉をあまり選んで喋らなくてはいけないというのは、とても私にはきついような気がするのですが、皆さんは全然平気ですか。

名前が出るとか出ない、もちろん責任を持った発言をするのですが、今みたいに前もって自分の例えば喋ったことが間違っただけで言ってしまったかなと思うことってありませんか。そのときに全く修正がきかないというのは私はちょっと自信がないので。

(I 委員)

公開はそういったところで修正で私自分の言ったときの趣旨と違うふうなことで例えば汲み取られて書いてある場合などは、修正というのも問題はないと思うのですが、ただそこを直し過ぎて前後の話がおかしくなるようなところはやはりこれは修正すべきではないと思いますし、あと名前の公開なのですが、発言一つ一つに対して名前を本来つけたほうが良いとは思いますが、やはりそういう意見があるのであれば参加している議事録のメンバーで参加者というふうには名前は入れるけれど、発言一つ一つは伏せるようにしていたほうが良いのかなと意見を聞くとそういう意見もあるのであれば、必要かなというふうに思います。

(委員長)

このあとの「自治基本条例の概要」は時間はどの程度かかりますか。

(渋谷主査)

質疑も含めて小一時間と承っております。ですから実際お話、説明する時間としては、30分はかからないです。ですからかなりまだ大丈夫だと思います。

(委員長)

11時にはお約束のとおり終わるようにしたいと思いますので、では今の議論を続けたいと思いますが、ここは第2条にありますように「委員会は、市民参加条例について、条例に盛り込む内容を検討し」ということで、条例そのものを考えて制定するとかいうようなことではなくて、盛り込む内容をいかに幅広く出すかということが役割だと思うのです。ですからその条例に盛り込む内容を豊富に

するためにはできるだけ阻害要因できるだけなくしておいたほうがいいのかなどというふうに思います。そういう今の I さん、G さんの御意見があったのですが、D さんはある意味での公開に対してきちんと考えたほうがというお話もあります。

(D 委員)

それは皆さんの合意のもとだから、それで躊躇されるのだったらそれはそれで別に何がなんでもごり押しするわけではないですけど、ただわりと自由にそういう雰囲気公開されるよということ、そういうものに慣れていくというか、お互い委員のほうも市民のほうも慣れていって、ああこういうので自分たちの延長線でこういう会議があって、こうやってみんなが時々変な言葉を言ったりなんかしながら会議もやってというふうな、自分のこういう会議を市民の目線に近づけるとか近づくようなものであっていいと思うから、よけいに多少つじつまが合わないような発言内容にしても、結局真剣に議論してる様子とかそういう部分が伝わればいいから、私は名前も載せるというようなリアリティをもってできるのかなと思います、ただ合意をしてからで私はいいいと思います。

(委員長)

わかりました。

(A 委員)

僕はそもそものところが、ちょっと認証したいと思うのですけれども、言葉はいろいろ議事録、会議録あると思うんですけど、正直いってどれだけの内容の記録として持つておくべきなのかというところが僕としては今の時点ではっきりとした認証をもてないのです。ちょっとそここのところ確認させてもらえればと思うのですが、例えばの話、国会ですとかそういった政府レベルの諮問会議をすることになると、誰それ委員がこういうことを発言したと一言一句書いてあったりするのがあったりしますよね。ホームページとかで見ますと。僕は正直に言うとそこまでのものをつくるべきのかなという疑問があって、というのは議事録 1 個つくるのにも結構コストが

かかりますでしょう。実際テープで起こして本当につくるとなると本当に3週間かかるんですよね。そういうことを果たしてすべきなのかどうかというのがちょっとあって、こういう第1回のこの何とか委員会がありましたとそのときにそのテーマはこんな感じでしたと、こんなような意見がこんなふうに出ましたねと。その方向性としてはこんな感じでいったらどうでしょうかねということでもまりましたよぐらいな、そんな概略的なところでまとめるということであれば時間的にもそんなにかけないですむのかなとか、そうなってくるとある程度書く内容というのが修正されてきてしまうので、誰それさんからこう言いましたという感じではなくなってくるのかなと。最終的には出席者としてはこんな方が出ますよと。その程度くらいになるのかなと。正直に言って僕なんかはそんなものでいいと思っています。ちょっと次元が違うと違っちゃう話になるのかもしれない。正直言っていろんな意味でお金が大事というか、お金がなかなか足りないものですから、もし本当に議事録をつくるためにべらぼうなコストがかかってしまうという感じになってしまうとすると、あまり本意ではないなというふうに思いますし。そのところがどうなのかなというところです。

(E 委員)

今のお話と今までのお話総合的にいろいろ意見が出てますが、そもそもこの議事録というのは何のためにつくるのだろうということがありますね。これは特に記録として行政側としてどうしても記録として残さないといけないというなんかそういう口実というか、法的ななにかあるのか、決まりがあるのかどうかということがあります。もう一つ1番大事なのはこの検討内容も一般市民の方に広く知っていただくという広報的な役目を果たせば1番大きいのではないかなと思うんです。それほど最優先として考えるのであれば、やはり意見を自由にGさんがいうのもわからないのではないのですが、今回のこのテーマについてはあまり御心配はいらないとは思いますが、個人の名前を出すことでブレーキがかかるということであれば、その辺も配慮していいのか。

それからもう一つ、委員長が言われたようにこういうディスカッ

ションではなくて、ワークショップ形式のもっと自由に闊達に意見が出るような方法を考えようというような御提案があるようですが、そういうことを考えるとむしろ個人名はなかなか出にくいと。今 A さんがおっしゃられたようなそのときのムードみたいなことで、こんな意見がいろいろ出たよという。最後は大方こんな意見がまとまりそうですので終わりました、のような。そのような概略を議事録で事務局がよろしければそういう手もあるのかなと。そうするとうまくみんなまとまるし、本来の市民の方々に広く知っていただくという透明性も果たせるのではないかなという気がするのですが。

(委員長)

F さん、御意見。

(F 委員)

新鮮さを求めるのだったら、テープレコーダーを回せばいいのではないかと思います。

(委員長)

この場はテープにとっています。

(F 委員)

それをホームページか何かで公表すれば 1 番新鮮になると思うんですね。どういう状況でどういう発言をどういう感じで行けるのかということは、全部わかると思うので。言葉としてまとめるのはさっき言ってくださったように、概約としてこういう意見が出ましたという名前抜きで書いても大丈夫だと思うのですが。

(委員長)

テープレコーダーを生かすというお話も今出ましたが。

(A 委員)

今の F さんの内容的にはここでそのままあげてしまえばいいのでは、という話。

(F 委員)

はい。

(A 委員)

そういわれるとあげてしまえばいいですかね。そうなるととサーバーなどが必要と思うのですが。

(I 委員)

今のテープレコーダーを出すのであればホームページ載せてもいいのではないかと思うのですが、もし希望する方がいらっしゃれば例えば市役所にどこか置いて、聴けるようにするという程度のものでいいのかなというふうに思います。あと議事録については確かに議事録をとるという前提で私もいろいろ話しさせていただきましたが、それを外注に出していくらかコストが出てやるというのであれば、その概略的な内容をまとめたものにしておいて細かい内容が聴きたければ市役所のそのおいてあるところで聴けますとか、そういったレベルでもいいのかなというふうには私感じます。

(委員長)

今、みなさんの意見の集約ですが、個人名を全て抜いて出すということについては、ちょっと検討の余地というのですか、それは問題があるかもしれないと。できるだけここで話し合った内容は公開していこうという方向は皆さん確認できたと思います。その方向で、今後事務局とも話しまして、では、こういうことについてはこういう形ですすめたいということをもた皆さんに今度今日の会議で報告に行くときに、それについて相談したいと思いますし、最終的には次回にその件についてはそういう方向でいかどうかということで、やるようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(C 委員)

次回までには恐らく手元に控える個人名が入った議事録はできれば、例えばそれを見てもう1回いろんな提案の議論をしたらいかが

ですか。それを今後出すのかなど。過去の経験からいくと言っていることをちゃんと書いてくださったのかなというのが思い当たるので。

(委員長)

では、この件につきましては次回までに副委員長も含めて、事務局と相談しましてその方向はこう考えるという形にまとめたいと思います。

(J 委員)

いいですか。今の議事録の問題で後半集中していましたが、全体通して最初の考え方から、この委員会のもちかたのルールみたいなのを1回きちんとまとめておくべき必要があるのではないかと思います。お互いの申し合わせ事項として。例えば時間厳守の問題とか、先ほど私が申し上げた発言の問題、少なくとも皆さん個人的な生活を全部抱えてらっしゃると思いますが、それが主であってこの会議が2であってはいけないと思いますし、基本的に委嘱された以上は、当日はここに集中的に集まっていただくという、そんな意味の意思、そういったものをお互い確認しあうという基本的なもののルールというものを、持ち合えばいいのではないかなと思いました。それはぜひ作成していただきたいと思いました。

(委員長)

その決めるべき内容、いわゆるグランドルールというか、この委員会はどういうふうやっていくというようなことはたたき台を提示するようにしたいと思います。

(D 委員)

それと一ついいですか。今後の日程ですが、なんか次の日程が決まっているというように聞いているし、私たちこの人間はまったく……

(委員長)

日程は最後にちょっと相談します。

(D 委員)

こういうの知らされてもないしで、一体その日程先ほどおっしゃった方と同じようにやっぱり自分の中で日程調整がどういうふうにするかということに、日程の決め方についても、最後にそのお話をちょっとしていただきます。

(E 委員)

ちょっと提案ですが、第2項のわれわれのやることなのですが条例にもり込む内容を検討するというので、この市民参加条例というこの市民参加という言葉の定義は先ほどCさんがいっておられたように、いろんなとらえ方があります。その市民参加という定義を、あらかじめ決めておかないと支離滅裂いろんな意見が出てしまうと思いますので、市がリクエストされておられる期待されておられるというのか決めておられるというのか、市民参加条例というのはいくつかのコンセプトだよと、こういう定義だよと、あれば事前に言っておいていただきたいし、それにのっとってやるし、まったく白紙だとそういうことも含めて、検討をお願いしたいんですよというのであれば、そのつもりで考えて発言します。いろいろ聞きかじったところによるとかなり市民参加いろんなとらえ方あって、どこまでをとらえて盛り込むのか。

(委員長)

本来であればそれは早く決めなければいけないことだと思いますが、今日は時間の関係もありまして……

(C 委員)

それはね、これから自治基本条例の説明があるので、自治基本条例の中にも参加とかなんかとかいろんな言葉があるので私もあれよくわからない。

(E 委員)

かなり早い時期に決めておかないと、スタートができないのではないかと効率が悪いのではないか。

(委員長)

市のほうで考えている市民参加と市民の考えている市民参加にずいぶんズレがあると思います。そこら辺を明確にすることがわれわれの役割だろうというふうに思っています。

では、基本条例の説明をやっていただいて、そのあとスケジュールであるとか、それから先ほど Jさんのほうからお話が出たことについても、お話しして今日の終わりにしたいと思います。では、渋谷さん、お願いします。

(渋谷企画政策課主査)

- (1) 流山市自治基本条例解説付きハンドブック(市 HP ダウンロード可)
- (2) 流山市自治基本条例パンフレット

以上の資料で説明

(委員長) ありがとうございます。

(C 委員)

それで事務局にお聞きしたいのですが、今日これを読んできなさいと言われたから一生懸命 4 条、11 条、15 条、16 条を読んで疑問点をたくさん持ってきたのですが、これの質疑応答というのは別に時間とっていただけますか。今日の説明だけではとてもじゃないけど不十分です。これからじゃ質疑応答できないと思う。

(J 委員)

それは一緒ですね。私も言われたとおり全部読みました。たくさんあります。

(倉田コミュニティ課長)

次回でよろしければ。

(委員長)

では、今の件につきましては次回の冒頭にこの件については質疑を行いまして、それを基に市民参加ということのを皆で考えていくことにしたいと思えます。今日は11時までと申しておりましたが、すでに10分過ぎましたがもうちょっと先ほど出ましたことも含めて11時半には終わるようにしたいと思えます。今日は例外的に30分いくということ。

では、今お話ありましたように自治基本条例につきましてはさらにもう1度読み込んでいただいて、そして次回の冒頭にそこでの質疑をやりたいと思えます。読み込むと同時に市民参加ということについて皆さん条例との関連も含めて、もう1度お考えいただきたいと思えます。その際には自治基本条例に書かれている内容に自分で枠をはめる必要はありません。枠をはめずに日常の自分の生活の視点から市民参加ということのを、ぜひ考えていただければありがたいなと思っております。

では、最初の議論にちょっと戻りますが、そしてそのあとスケジュールの話で今日は終わりにしたいと思えます。最初の質疑のときにJさんからこの委員会のあり方について、スケジュールなどもはっきりすることも含めて、いわゆる合意形成どういうルールでやるのかとか偏りのない意見をどう出す場にしていくんだというようなお話がありましたけれども、そういうことでよろしいのですね。合意形成といえますか、今日はたまたまこのすすめ方で合意をとる形になりましたが、委員会の性格からすると合意形成という場というのはそれほど多くないのかなと。たくさん、とにかく当面はたくさんの皆さんの意見を引き出しながら、そしてそれを4月ぐらいに、集約する形にとっていくときに合意という問題も出てくるのかなと思えます。その都度の合意が先ほど行いましたように、この場の雰

困気でどうしてもという異議があれば、それはその都度とりあげていきますけど、とりあえず合意はそのやり方ですすめていきたいなというふうに思います。

(J 委員)

話いただいたような形で皆さんがそれでよろしいという御意見であれば私はかまいませんけれども、特に差し支えないというのであれば結構です。ただその場になってから、どうしましょうかとなると、かえってあらかじめすっきりするのがいいのかなというふうには思いました。そういうような場面に陥った場合だとか、出てきた場合はというそれは全くないというのであれば結構ですが。

(委員長)

わかりました。それにつきましてもたたき台をつくりまして、次回諮っていきたいと思います。

(C 委員)

基本的にはやはり全員の一致している合意が得られれば1番ベストだと思う。問題はおっしゃるようにいろいろ意見がわかれたときどうするかなのですが、さっきワークショップなどありました。そこで事前に議論をよくもむということがまず、大事かと。それからなにか今度建議になるのか、報告書になるのですか、ちょっと形がよくわからないのですが、報告ですよ。報告をいろいろ議論する中で例えば報告作成委員会をつくるか、つくらないかね、そういうのもあると思う。そういうところでよくもんで、いろいろ異論が出たらやはりいろいろ議論して、できるだけ合意にもってくる姿勢、原則はそうしたほうがいいのではないかと私は思っております。

(E 委員)

それでどうしても合意がつかない場合は、併記するとかね、異論を併記する場合も出てくるかもわからない。原則は全会一致ですね。

(J 委員)

そうですね、両論併記みたいな形もとられるという弾力性があれば、差し支えないとは思いますが。

(委員長)

はい、この件について御意見ほかにはないですか。

では、スケジュールの件について話し合いたいと思いますが、今事務局で考えられているスケジュールをお話していただけますか。

(倉田コミュニティ課長)

第2回目を12月8日火曜日なのですが、午前中で場所は生涯学習センター、を考えております。内容といたしましては今ありました自治基本条例についての質疑というか、それを1点目として入れていただいて、2点目で流山市が今行っている市民参加についての現状について御報告したいと思っております。3点目が先ほどの関谷先生からの講演を。この3つを第2回目予定したいと考えます。時間は9時半頃からいかがでしょうか。

(D委員)

済みません、この日にちはどのように決められたのか。

(倉田コミュニティ課長)

大変申し訳ないのですが、私どもと千葉大の先生と協議したのですが、先生のあいている日にちがたまたまこの日しかなかったということで12月8日ということで、させていただいた次第です。

(委員長)

スケジュールからいきますと、そのあとについてはどういうふう
に考えられていますか。

(倉田コミュニティ課長)

第3回目が1月12日火曜日を予定しております。時間についてやはり午前中を予定しております。

(D 委員)

これは全部先生の御都合に合わせて。

(倉田コミュニティ課長)

12月1月については大変申し訳ないのですが。

(C 委員)

ちょっと質問ですが、先生は毎回出席が義務づけられているのか。

(倉田コミュニティ課長)

いえ、義務づけとはいわないが、会議に出ていただいてその都度もしアドバイスなどあれば、それをいっていただきたいということをお願いしてあります。

(C 委員)

私はいつでもいいのですが、お仕事をお持ちの方はよろしいのか。

(J 委員)

私はあらかじめ1月までは事務局のほうから言われていましたから、そこは日程を押さえました。それ以降はここで決めていただけるという話だった。

(D 委員)

できましたらお仕事ある、なしに関わらず委員に、先生の御都合ということの状況を伺いましたので、それは2回はしようがないかなと思いますが、あとは前もって委員のできるだけ多いところを出席可能なところを決めていただきたいと思いますし、事前に私はその12月8日の話は聞いていなかったもので、聞いている委員さんと、いない方といらっしゃるみたいですよ、それもちょっとどうか思ったのですが。

(倉田コミュニティ課長)

ただいまの御意見につきまして、当然……

(I 委員)

私は仕事をしているということもあるので、面接の時にもなるべく土曜日などにやるようには配慮していただけるという話はあったのですが、皆さんの御都合もあるとは思いますが、そういった形で土曜日などにやっていただけると助かります。平日でも参加はさせていただこうとは考えております。

(C 委員)

その場合、夜は大丈夫なのですか。

(I 委員)

夜も大丈夫……

(C 委員)

夜は遅くまで仕事をしていますか。

(I 委員)

大丈夫です。

(I 委員)

あと一つちょっと思ったのが今日の会議の場から見ても、そのすすめ方もどう決めるかということもあるかと思うのですが、月1回のペースで実質する次回12月は学習センターで講演聞いて、いろいろ実際に状況を見て、実質の議論がまた1月12日となったときにスタートはそれでいいのかもしれないですが、そのスピード感で本当に大丈夫かなというのが、ちょっとこのスケジュール月1回というふうにはなっているのですが、月2回ですとかそういうワーキンググループつくってやるとかもっと密にやらないと、意見がまとまるというのは厳しいかなとそう感じました。

(委員長)

ありがとうございます。そういうことも含めて、次回までに検討

して皆さんに御提案しないといけないなというふうに思っております。ありがとうございます。

(倉田コミュニティ課長)

よろしいですか。大変申し訳ない、12月と1月は今申し上げたように事務局のほうで決めさせていただいたのですが、2月以降につきましては当然この委員会の中で皆様方の御都合のよろしい、私どものほうもできれば公募の方たちには、土曜、あるいは日曜日ということの基本としますということで、お伝えしてありますので、2月以降についてはその辺も検討していただければ、よろしく願いいたします。

(委員長)

これ時間がないです。少なくともこの2月以降のスケジュールについては原則こうするという事までは、できれば今日は決めておきたいと思いますがよろしいでしょうか。お勤めの方もいらっしゃいますし、学生の方もいますし、当初からの案のうち、土日ということで、御案内差し上げているということですので、土日を考えると、2月以降は。それでよろしいでしょうか。その辺の御意見も含めて。

(C委員)

日曜日は自治会の行事があるのですが。

(J委員)

私も今そこを申し上げた。土日はよろしいのですが、できれば夜お願いできないかなという気持ちです。昼間のほうは自治会を優先したいというのがありますから。そこは皆さんの合意で夜だめだというのなら、仕方ないですけども。

(委員長)

私の場合逆に自治会の町内会の打ち合わせが土曜日の夜あるので。

ただ第何土曜日みたいなことで決まっているから、それを避ければ大丈夫です。

どうでしょうか。今のお話ですと土曜日の夕方、で第何土曜日ということ为原则で決めるというような形で……

(I 委員)

ごめんなさい。お話をきいていると仕事をしているのは私だけとか、学生の方とかもいらっしゃると思うのですが、私は今回自分から応募して、参加するということにさせていただいて、面接のときに土曜日にやるようになるべくしますと聞いたぐらいですので、平日でもかまわないとは思って、なるべく夜とかにしていたかとありがたいですけど。自治会の方の都合とかもあるのであれば、そこは平日とか関係なく……

(C 委員)

二つあると思います。この本会議とそれからワークショップの、また二つとも夜でいいのか、例えば本会議が土曜日の夕方でも第何というのは決めておいて、9月くらいまでは日にちを決めておくと。あらかじめ決めておけば皆さん予定もたちやすいから例えばこの本会議は土曜日にして、ワークショップは夜にするとか。

(委員長)

それはとにかく今はワークショップは一応案の一つなので、決めたいのはこの本会議をいつと、決めておいてワークショップはまた皆さんで合意を図って、いつということにしていきたいと思います。Iさんの自分だけというお話はありがたいです。ある意味で事務局のほうからもそういう案内がいつているということもありまして、もう今は絞り込んでいかないと。土日で絞るということで異議ありませんか。

(D 委員)

済みません、第2土曜日はちょっと。

(委員長)

夜ということで絞るということでも異議ありませんか。

では、次に土曜、日曜で今 D さんから第 2 土曜日ははずしてほしいという要望がありました。

(C 委員)

日曜日は午前中は自治会の班長会とかやりますので。できたら土曜日も日曜日も午後のほうがいいです。希望としては。

(委員長)

午前中ははずすという御希望がありましたので、そのほかにこれははずしてほしいと、もちろん個々飛び込みでだめになるということはやむを得ないと思うのですが。レギュラーとしてここは他で決まっているからはずしてほしいということは、ほかにありませんか。

(H 委員)

土曜日だったら夜のほうが都合がいいです。

(H 委員)

日曜日も夜。

(委員長)

では午後希望ということもありましたけれども、夜ということで決めたいと思います。それでは土曜日の夜で第 2 を除いてちょっと調整をして、今のところは皆さん第 2 以外は御都合いいということによろしいでしょうか。では、それは早めに決めてまた御連絡をするようにします。

(J 委員)

例えば 8 月、9 月までのものを全部決めてしまうというそういう次第でいいのですか。

(委員長)

一応そうですね。

では、次回決めるというより、第3土曜日夜ということで決めたいと思います。2月以降は第3土曜日の夜、この委員会を開催するというのでお願いします。

ということで約束の半になりました。

(C 委員)

希望なのですが、次回、現状を話していただけますよね、そのときに今総合計画の後期基本計画というのを策定していると思うんです。その中に第6章の第1項この市民参加に出るかどうかというのはまた議論があるのですが、第4節の第1節は市民参加ですね、だからそこら辺をもうちょっと紹介していただければありがたい。要するに今後総合計画というのは行政がやることなど書いてあるはずですよ。

(吉田市民生活部長)

基本計画の・・・ですね。

(D 委員)

基本計画の議決はいつですか。

(吉田市民生活部長)

12月議会提案ですので、まだ案の段階です。

(J 委員)

済みません、ちょっと呼び戻して。今第3土曜日の夜で結構なのですが、スタート時間というのは具体的にはそこまで決めていただくとうかがいます。

(委員長)

御希望ありますか。

(C 委員)

あんまり遅いのも嫌ですね。

(D 委員)

だいたい時間としては2時間半くらいですか。

(委員長)

2時間ですね。

(D 委員)

2時間。7時からのほうが。

(J 委員)

私も賛成。7時からがいい。7時でお願いできればありがたい。

(委員長)

では、7時からということに決めたいと思います。

(C 委員)

どこでやるのですか。いつも。

(委員長)

場所は、ワークショップのできる場所を固定といいますか、あっちいたりこっちいたりではなくて、探していただければと思います。

(H 委員)

日取りとか次回の議題とかその場所とかそういったものは、今日もらったみたいな紙を事務局のほうからもらえるのでしょうか。

(倉田コミュニティ課長)

はい、それはお渡しいたします。

(E 委員)

生涯学習センターの中にある、市民活動推進センター、3階ですけれども、あそこは小さなお部屋があるし、ワークショップなどにも適しているし全体会議もできるし。無料で。

(委員長)

わかりました。それは有力候補として検討していただいて、次回の関谷さんの講演は時間はどれぐらい。

(倉田コミュニティ課長)

1時間程度です。

(委員長)

そうですか。すでに2時間です。今回はこういう検討の場ではなく、報告と講演で終わってしまいそうですね。

(倉田コミュニティ課長)

次回については一応その辺も含めて、皆さんの共通認識というかその辺をやっていただきたいということで、第2回目を設定したということなので、それ以降に皆さま方から今度は本格的なそういうお話し合いという場を持ちたいなということなのですが。

(委員長)

共通認識をつくるのも、皆さんのそれぞれお考えがありますから、そこそこ時間は必要だというふうに思っています。それは事務局とまた相談してみます。今の内容からすると2時間はちょっと厳しいかなという印象をもっています。時間内で終わるように努力したいと思います。

それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。では、これからよろしく願います。どうもありがとうございました。